特定非営利活動法人日本ラオス子どもの未来定款

第１章 総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人日本ラオス子どもの未来という。
（事務所）
第２条　この法人は、事務所を東京都東久留米市新川町一丁目４番11号に置く。
（目的）
第３条　この法人は、広く一般市民を対象に、ラオスにおける児童教育及び社会教育事業の現状紹介と支援策を示すとともに、日本とラオスの友好交流を進める定期的な寄付活動、講習会、文化紹介、学校教育及び社会教育での多文化・異文化理解の普及・啓発に関する事業を通して、地域社会における国際理解及び多文化共生社会、並びに差別をなくし、平和や人権を擁護する地域づくりに寄与することを目的とする。
（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
(1) 社会教育の推進を図る活動
(2) 観光の振興を図る活動
(3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(4) 災害救援活動
(5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
(6) 国際協力の活動
(7) 子どもの健全育成を図る活動
(8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
（事業の種類）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
(1) ラオスの政治、経済、文化、教育に関する紹介事業
(2) ラオスの児童教育、社会教育活動の支援事業
(3) ラオス及び日本の友好交流事業
(4) 学校教育における国際理解事業
(5) 社会教育における国際理解事業
(6) その他目的を達成するために必要な事業

第２章 会員

（種別）
第６条　この法人の会員は、正会員とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
(1)正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
（入会）
第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。
２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事会に申し込むものとする。
３　理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
４　理事長は、第２項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
（会費）
第８条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して１年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

（退会）

第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第 11 条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合において、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第３章　役員

（種別及び定数）

第 12 条　この法人に次の役員を置く。

(1) 理事　　５人以上１０人以内

(2) 監事　　１人以上２人以内

2　理事のうち１人を理事長、１人以上２人以内を副理事長とする。

（選任等）

第 13 条　理事および監事は、総会において選任する。

2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

4　法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5　監事は、次に掲げる職務を行なう。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）

第 15 条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければ

ならない。

（欠員補充）

第16条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第17条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の支障のため、その職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2　前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第18条　役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章　会議

（種別）

第19条　この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第20条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第21条　総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任及び解任

(7) 役員の職務及び報酬

(8) 会費の額

(9) 資金の管理の方法

(10)借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(11) 解散における残余財産の帰属先

(12) 事務局の組織及び運営

(13) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第22条　通常総会は、毎年1回開催する。

2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて、招集するとき。

（総会の招集）

第23条　総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第24条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第25条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第26条　総会における議決事項は、第23条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第27条　各正会員の表決権は平等なものとする。

２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第28条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２人が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第29条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第30条　理事会は、この定款で定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第31条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の２分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第32条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の議長）

第33条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（理事会の議決）

第34条　理事会における議決事項は、第32条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会での表決権等）

第35条　各理事の表決権は、平等なものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第36条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所
(2) 理事総数及び出席者数（書面表決者にあっては、その数を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章　資産

（資産の構成）

第37条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収益
(5) 事業に伴う収益
(6) その他の収益

（資産の区分）

第38条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第39条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章　会計

（会計の原則）

第40条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第41条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）

第42条　本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第43条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算書は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第45条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告および決算）

第46条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第47条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第48条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ法第25条第３項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届けなければならない。

（解散）

第49条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産手続開始の決定
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承認を得なければならない。

3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第51条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告の方法

（公告の方法）

第52条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第９章　事務局

（事務局の設置）

第53条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）
第54条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。
（組織及び運営）
第55条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第１０章　雑則

（細則）
第56条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
　理事長　　白石　孝
　副理事長　　小野﨑　佳代
　理事　　松橋　富美子
　理事　　宮村　真紀
　理事　　深瀬　初枝
　理事　　関　尚士
　理事　　後藤　知明
　監事　　上高原　久枝
　監事　　田所　房子
3　この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人成立の日から2017年6月30日までとする。
4　この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人成立の日から2017年3月31日までとする。
5　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6　この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1) 年会費　正会員（個人）3,000円　正会員（団体）10,000円　（1口以上）
7　この定款は、2018年6月17日から施行する。